

令和4年第1回（3月）

川口市議会定例会

一般議案（追加）

（議案第47号・議案第48号）

令和4年第1回（3月）川口市議会定例会追加議案目次（一般議案）

議案第 47号	川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例……………	1
議案第 48号	川口市職員の給与に関する条例及び川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………	4

議案第 47号

川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例(昭和42年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の142.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和42年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の142.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例(昭和42年条例第34

号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の142.5」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成5年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の142.5」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(川口市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成18年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の142.5」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、

同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に147.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 48号

川口市職員の給与に関する条例及び川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(川口市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川口市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

19 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第16条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び同条第4項から第6項まで(川口市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第7号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第11条の3第1項から第3項まで若しくは第6項、川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第17号)第4条又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される川口市職員の処遇等に関する条例(平成15年条例第46号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫